

「令和7年度 後期高齢者医療制度ガイドブック」 変更箇所

1. 令和7年4月3日付け厚生労働省事務連絡により資格確認書の運用に変更がありました。変更点をふまえ「令和7年度 後期高齢者医療制度ガイドブック」の2、3ページについて、裏面のとおり変更いたしました。

なお、制度についての主な変更点は以下のとおりになります。

ガイドブック 2ページ 主な変更点

令和7年7月中に、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、「資格確認書」を送付いたします。また、「資格確認書」が送付されるため「資格情報のお知らせ」は送付されません。

2. 令和7年厚生労働省告示第64号により、令和7年4月1日から入院時食事代等が変更されました。変更後は以下のとおりになります。

ガイドブック 12ページの表が以下のように変更されました。

入院時の食事代について、令和7年4月1日より次のとおり変更されました。

所得区分 食事代は1食当たり、 居住費は1日当たり の金額		療養病床以外	療養病床		医療の必要性が 高い場合	
		〔入院時食事 療養費の支給〕	〔入院時食事 療養費の支給〕			
		食事代	食事代	居住費	食事代	居住費
現役並み所得者・一般		5 1 0 円※ ²	5 1 0 円※ ³	3 7 0 円	5 1 0 円※ ² ※ ³	3 7 0 円※ ⁴
非 市 課 町 税 村 世 民 帯 税	区分Ⅱ	2 4 0 円	2 4 0 円		2 4 0 円	
	長期入院該当	1 9 0 円			1 9 0 円	
	区分Ⅰ	1 1 0 円	1 4 0 円		1 1 0 円	
老齢福祉年金受給者	1 1 0 円		0 円	0 円		

※1 長期入院該当の認定には、申請が必要です。申請月から過去12か月の区分Ⅱの入院日数が91日（後期高齢者医療制度に加入する前の保険分も含む。）以上となった場合、申請月の翌月から該当します。（➡18ページ）

※2 特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方は300円

※3 一部医療機関では470円

※4 特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方は0円

3. 令和7年6月4日付け保発0604第3号健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布について（通知）により、令和7年8月1日から区分Ⅰに該当する基準が変更されました。変更後は以下のとおりになります。

ガイドブック 11ページ（1割の区分Ⅰの欄）

・市町村民税非課税世帯で、その世帯全員の個々の所得（年金収入は控除額 **80万円**として計算。また、給与所得の金額から10万円を控除して計算）が0円となる方



・市町村民税非課税世帯で、その世帯全員の個々の所得（年金収入は控除額 **80.67万円**として計算。また、給与所得の金額から10万円を控除して計算）が0円となる方

2 ページ目の修正後はこちらになります。

マイナ保険証・資格確認書について

**令和7年8月1日から令和8年7月31日までの間は、
マイナ保険証の有無に関わらず「資格確認書」をお届けします。**

- 後期高齢者医療制度では、令和8年7月31日までの間、マイナ保険証の保有状況に関わらず資格確認書を交付する暫定的な運用を行っております。その間「資格情報のお知らせ」は交付されません。
- 令和7年度の更新事務について
令和7年度の更新時には、「資格確認書」を令和7年7月中に交付いたします。

■ マイナ保険証に関連する手続きについて

(1) マイナ保険証をお持ちの方で、下記のお手続きを希望の方

- **マイナンバーカードの健康保険証の利用登録の解除申請について**
利用登録の解除申請はお住いの市(区)町村で受け付けております。申請方法等については、お住いの市(区)町村窓口(➡29ページ)にお問い合わせください。
- **マイナンバーカードや電子証明書の有効期限切れについて**
有効期限が切れている場合、医療機関等でマイナ保険証を利用することができません。マイナ保険証が使用できない場合は、資格確認書を医療機関等へ提示してください。マイナンバーカードや電子証明書の有効期限は以下のとおりになります。
 - ・マイナンバーカード：カードを取得してから、10回目の誕生日まで
 - ・電子証明書：カードを取得してから、5回目の誕生日まで
 ※有効期限を迎える1～2か月前をめどに更新の通知が送られます。届きましたら、お住いの市(区)町村のマイナンバー関係担当窓口にて更新手続きを行ってください。

(2) マイナンバーカードの健康保険証の利用登録を希望する方

マイナンバーカードの健康保険証としての利用登録は3ページの、「①マイナ保険証を利用する」に記載のとおり、医療機関・薬局に備え付けの顔認証付きカードリーダー、マイナポータル、セブン銀行ATMから申し込むことができます。

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の新規交付はされなくなりました。

現在、お手元にある有効な認定証は有効期限(令和7年7月31日)まで使うことができます。ただし、住所や自己負担区分など、認定証の記載事項に変更があった場合は使えなくなります。

- **自己負担限度額の適用、標準負担額の減額については10ページ、11ページ、18ページをご確認ください。**
なお、負担区分の変更や有効期限が切れる方について、令和6年8月1日以降に各認定証の交付を受けていれば(資格確認書へ自己負担区分を記載した方を含む)、申請によらず、自己負担限度額の所得区分を記載した資格確認書を送付します。

3 ページ目の修正後はこちらになります。

医療機関・薬局等の受付方法

医療機関や薬局の受付で、次の①～③のいずれかの方法により資格情報の確認を受けてください。
なお、令和6年12月2日以降、新たに紙の保険証は交付されません。



■ ① マイナ保険証を利用する

「マイナ保険証」とは、健康保険証として利用登録したマイナンバーカードのことをいいます。健康保険証としての利用登録は、医療機関・薬局に備え付けの顔認証付きカードリーダー、マイナポータル、セブン銀行ATMなどから行うことができます。

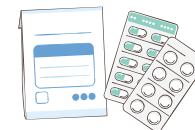
マイナ保険証の利用方法は？



- 医療機関や薬局の受付でマイナ保険証の読み取りができない場合は、マイナ保険証と一緒に「マイナポータルの資格情報画面」や「資格確認書」を提示することで、受診することができます。

マイナ保険証で受診するメリット

- 過去のお薬・診療データに基づく医療が受けられる
- 突然の手術・入院でも限度額を超える支払いが不要になる



マイナンバーカードに関するお問い合わせ先

マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

受付時間(年末年始を除く)

平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

■ ② 資格確認書を提示する

令和6年12月2日以降、資格情報などを記載した「資格確認書」を交付しています。
※令和8年7月31日まではマイナ保険証の保有状況に関わらず資格確認書を交付します。

■ ③ 紙の保険証を提示する(令和7年7月31日まで)

現在、お手元にある有効な保険証は有効期限(令和7年7月31日まで)まで使うことができます。ただし、住所や自己負担割合など、保険証の記載事項に変更があった場合は使えなくなります。